

郡山市社会福祉大会負担金交付要綱

平成24年2月13日制定

平成29年4月1日一部改正

[保健福祉部保健福祉総務課]

(趣旨)

第1条 郡山市社会福祉大会運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行う社会福祉に対する理解及び地域の福祉活動のより一層の推進を図る事業（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るための運営委員会に対する負担金の交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

(交付手続)

第2条 負担金の交付の申請、決定等に関する事項その他負担金に係る予算の執行に関する基本的事項については、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18号。以下「規則」という。）に定めるところによるものとする。

(対象経費及び額)

第3条 負担金の交付対象は、会場設営委託費、印刷製本費、消耗品費その他の事業の運営に要する経費とし、負担金の額は、予算の範囲内で定めるものとする。

(交付の申請)

第4条 運営委員会は、負担金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により、当該交付の申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

(交付の条件)

第5条 規則第6条第1項第4号に規定するその他必要と認める条件は、次のとおりとする。

- (1) 負担金を目的外に使用しないこと。
- (2) 負担金に係る帳簿及び証拠書類を整備し、事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存すること。

(補助事業の内容変更等の手続き)

第6条 補助事業の内容等を変更しようとする場合においては、規則第6条第1項第1号又は第2号の規定に基づき、補助金等内容変更等承認申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

- (1) 補助事業対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更
- (2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

(概算払)

第7条 市長は、必要と認めるときは、負担金を概算払の方法により交付することができる。

(実績報告)

第8条 運営委員会は、事業が完了したときは、規則第14条に規定により当該完了の日の属する年度の3月末日までに事業の実績報告書（以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添

付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) その他市長が必要と認めて指示する書類

2 運営委員会は、実績報告書を事業が完了した日の属する年度内に提出できない場合は、事業の完了後直ちに事業完了届を提出した後、実績報告書を提出しなければならない。

(額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績の報告を受けた場合は、これを審査し、事業の成果が負担金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき負担金の額を確定し、速やかに規則第15条の規定により負担金の交付額の確定の通知を書面により運営委員会に通知するものとする。ただし、実績に基づく精算額で交付決定した場合又は確定額が交付決定額と同額である場合は、当該通知を省略する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年2月13日から施行し、平成23年度以後の年度分の負担金について適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。